

## ○国立大学法人三重大学学長の任期に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人三重大学学長選考会議規程第2条第2項の規定に基づき、学長の任期について定める。

(任期)

第2条 学長の任期は、6年とし、再任できない。ただし、辞任等が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間が2年未満の場合は、1回に限り再任できるものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年5月11日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行後最初に任命される学長の任期は、過去の経緯に鑑み第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。